

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成二十七年七月十日

岡山県規則第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年岡山
県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一に規定する規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の一の項に規定する規則で定める事務は、私立高校生等教育給付金の
受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する
応答に関する事務とする。

2 条例別表第一の一の二の項に規定する規則で定める事務は、県内に高等学校の専攻科を
設置する学校法人に対する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費の支援のための補
助金の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答
に関する事務とする。

3 条例別表第一の二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実
についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出の受理、
当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

4 条例別表第一の三の項に規定する規則で定める事務は、私立高等学校納付金減免補助金
の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関
する事務とする。

5 条例別表第一の三の二の項に規定する規則で定める事務は、県内に高等学校の専攻科を
設置する学校法人に対する生徒に係る授業料の支援のための補助金の交付の申請の受理、
当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

- 6 条例別表第一の三の三の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に基づく費用の支給を受けるための証明書（次号及び第三号において「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」という。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - 二 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る申請の内容の変更の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
 - 三 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証に係る有効期間の更新の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 7 条例別表第一の三の四の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
 - 二 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更にに関する事務
 - 四 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
 - 五 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
 - 六 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 七 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 八 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
 - 九 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要

する費用の返還に関する事務

- 十 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。)に関する事務
- 8 条例別表第一の四の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。
- 9 条例別表第一の四の二の項に規定する規則で定める事務は、高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。
- 10 条例別表第一の五の項に規定する規則で定める事務は、国公立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。
- 11 条例別表第一の五の二の項に規定する規則で定める事務は、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の専攻科のうち学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校(県が設置するものを除く。)が設置するものに在学する生徒に係る授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。
- 12 条例別表第一の六の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。
- 一 公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
 - 二 公立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- 13 条例別表第一の七の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立学校授業料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第二十三号)に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例(昭和二十四年岡山県条例第四十八号)に基づく受講料の減免の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。
- 14 条例別表第一の七の二の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金の受給資格の認定の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

二 高等学校の専攻科のうち県が設置するものに在学する生徒に係る授業料の支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

15 条例別表第一の八の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四号）に基づくものを除く。）に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査又は当該資料の提出に対する応答に関する事務とする。

（平三〇規則五六・全改、令二規則七〇・令四規則五〇・令六規則三五・令七規則五三・一部改正）

（条例別表第二に規定する規則で定める事務及び情報）

第三条 条例別表第二の一の項に規定する規則で定める事務は、私立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第一項の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給に関する情報とする。

2 条例別表第二の二の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 私立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

3 条例別表第二の三の項に規定する規則で定める事務は、私立高等学校納付金減免補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請に係る事業の対象となる生徒に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

4 条例別表第二の三の二の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対

する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務とし、同表の三の二の項に規定する規則で定める情報は、要外国人保護者（現に生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を受けているとしないにもかかわらず、生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を必要とする状態にある者をいう。）又は被外国人保護者（現に生活に困窮する外国人に対する同法に準じて行う保護を受けている者をいう。）であった者（以下「要外国人保護者等」という。）に係る次に掲げる情報とする。

一 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下この号及び次項第二十四号において「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号及び次項第二十四号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この号及び次項第二十四号において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二

- 十五 第一条の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六
条の停止若しくは廃止に関する情報
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百
二十三号) 第六条の自立支援給付の支給に関する情報
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第十九条の二第一項の小児慢性特定疾
病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付又は同法第二十四条の二第一項の障害児入
所給付費の支給に関する情報
- 四 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号) 第五条第一項
の特定医療費の支給に関する情報
- 五 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号) 第四条第一項の児童扶養手当の
支給に関する情報
- 六 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号) 第十三条第一項、
第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項又は附則第三条若しくは第六条の資
金の貸付け又は同法第三十一条(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合
を含む。)の給付金の支給に関する情報
- 七 生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しく
は同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同
条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止又は
同法第五十五条の四第一項の就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の進
学・就職準備給付金の支給に関する情報
- 八 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号) 第三条第
一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特
別障害者手当の支給に関する情報
- 九 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第九十七条第
一項の福祉手当の支給に関する情報
- 十 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律(昭和四十一年法律第百三十二号) 第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得
を容易にするための給付金の支給に関する情報
- 5 条例別表第二の三の三の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、
同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定め
る情報とする。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。）第十五条第一号に掲げる事務 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。）に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
- 二 省令第十五条第二号に掲げる事務 児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報
- 三 省令第二十条第一号に掲げる事務 児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 四 省令第二十条第二号又は第三号に掲げる事務 児童福祉法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 五 省令第二十条第四号に掲げる事務 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の七第七項の申請内容の変更の届出に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 六 省令第二十二条第一号、第二号又は第五号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定に係る同法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 七 省令第二十二条第三号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に係る同法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 八 省令第二十二条第四号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に

係る同法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は当該徴収に係る同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 省令第二十二条第六号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に係る同法第二十七条第一項第三号及び第二項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十 省令第二十二条第八号に掲げる事務 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に係る同法第二十四条第五項若しくは第六項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十一 省令第四十二条に掲げる事務 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者、当該精神障害者の扶養義務者又は当該精神障害者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十二 省令第四十四条各号に掲げる事務 要外国人保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人進学・就職準備給付金関係情報」という。）

十三 省令第五十一条第二号、第九号、第十号又は第十二号から第十四号までに掲げる事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

十四 省令第五十五条第二号に掲げる事務 公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第五項（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請をした同法第二条第二号の公営住宅（以下「公営住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十五 省令第五十五条第三号に掲げる事務 公営住宅法第十九条（同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十六 省令第五十五条第四号に掲げる事務 公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十七 省令第五十五条第五号に掲げる事務 公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十八 省令第五十五条第六号に掲げる事務 公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

十九 省令第五十五条第八号に掲げる事務 公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出をした公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十 省令第五十五条第十号に掲げる事務 公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に係る公営住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十一 省令第五十五条第十一号に掲げる事務 公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に係る公営住宅の入居者若しくはその同居者、同法第二十五条第一項の入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は同法第二十七条第五項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十二 省令第七十八条第一号に掲げる事務 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅の入居者又はその同居者に係る外国人生活保護実施関係情報又は外国人就労自立給付金関係情報

二十三 省令第九十一条に掲げる事務 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十四 省令第二百二十七条各号に掲げる事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成

二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者（次条第一項において「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学・就職準備給付金関係情報

二十五 省令第百四十六条第一号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十六 省令第百四十六条第六号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十九条第一項の支給認定基準世帯員をいう。次号から第三十号まで同じ。）に係る外国人生活保護実施関係情報

二十七 省令第百四十六条第七号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に係る障害者若しくは障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

二十八 省令第百四十六条第九号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条の二第一項の高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）の支給の申請を行う障害者又は当該障害者と同一の世帯に属するその配偶者に係る外国人生活保護実施関係情報

二十九 省令第百四十六条第十号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十五条の申請内容の変更の届出を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該届出に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三十 省令第百四十六条第十一号に掲げる事務 障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出を行う障害者若しくは当該届出に係る障害児又は当該届出に係る支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

三十一 省令第百五十三条第一号に掲げる事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等(同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次号及び次条第四項において同じ。)に係る外国人生活保護実施関係情報

三十二 省令第百五十三条第二号に掲げる事務 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

三十三 省令第百六十条第一号に掲げる事務 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(同法第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る外国人生活保護実施関係情報

三十四 省令第百六十条第二号に掲げる事務 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条第二項の支給認定の変更の認定に係る指定難病の患者又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

6 条例別表第二の四の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

7 条例別表第二の五の項に規定する規則で定める事務は、国公立高校生等教育給付金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

8 条例別表第二の六の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 公立高等学校等学び直し支援金に係る受給者の保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する

る情報

- 9 条例別表第二の七の項に規定する規則で定める事務は、岡山県立学校授業料徴収条例に基づく授業料及び岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例に基づく受講料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報とする。
- 10 条例別表第二の八の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該資料を提出する者に係る同法第二条第一項の規定による経費の支弁に関する情報とする。

（平三〇規則五六・全改、令四規則五〇・令六規則三五・一部改正）

（条例別表第三に規定する規則で定める事務及び情報）

第四条 条例別表第三の一の項に規定する規則で定める事務は、省令第百二十七条各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、要支援者等に係る次に掲げる情報とする。

一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第百二十七条第一号ウに掲げる情報

二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第百二十七条第一号キに掲げる情報

2 条例別表第三の二の項に規定する規則で定める事務は、省令第百四十四条各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者に係る次に掲げる情報とする。

一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第百四十四条第一号ウに掲げる情報

二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第百四十四条第一号キに掲げる情報

3 条例別表第三の二の二の項に規定する規則で定める事務は、生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の

開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更、同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止、同法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務とし、同表第三の二の二の項に規定する規則で定める情報は、要外国人保護者等に係る次に掲げる情報とする。

一 就学奨励費関係情報であって規則で定めるものは、省令第四十四条第一号ウに掲げる情報

二 学校保健安全法に基づく医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるものは、省令第四十四条第一号キに掲げる情報

4 条例別表第三の二の三の項に規定する規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第五百十三条第一号に掲げる事務 次に掲げる情報

イ 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五百十三条第一号イに掲げる情報

ロ 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定の申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

二 省令第五百十三条第二号に掲げる事務 次に掲げる情報

イ 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第五百十三条第二号イに掲げる情報

ロ 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

5 条例別表第三の三の項に規定する規則で定める事務は、省令第六十一条第二号に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十一条第二号イに掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る

外国人生活保護実施関係情報

- 6 条例別表第三の四の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費の算定（特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づくものを除く。）に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十一条第二号イに掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

- 7 条例別表第三の五の項に規定する規則で定める事務は、省令第六十五条に掲げる事務とし、同項に規定する規則で定める情報は、学校保健安全法第二十四条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

一 生活保護関係情報であって規則で定めるものは、省令第六十五条第一号に掲げる情報

二 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるものは、外国人生活保護実施関係情報（平三〇規則五六・追加、令元規則五九・令四規則五〇・令六規則三五・一部改正）

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五六号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第七〇号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第三五号）

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

附 則（令和七年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。